

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公的年金制度の持続可能性を確保すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅸ－１－１
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		252, 658	211, 400	503, 276		
（ 補 正 後 ）		236, 160	211, 400			
前年度繰越額（千円）		0				
予備費使用額（千円）		0				
流用等増△減額（千円）		0				
歳出予算現額（千円）	0	236, 160				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		173, 186				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	62, 974				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（達成すべき目標） 公的年金制度の持続可能性を確保すること （目標の達成度合いの測定方法） 財政検証との乖離状況（積立金）、マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）、社会保障協定の締結に向けた 当局間協議開始国数					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく					
評価結果の予算要求等 への反映状況	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく。					

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：年金局総務課

政策名	公的年金制度の持続可能性を確保すること	番号	IX-1-1
政策の概要	公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 平成21年2月に公表された財政検証においては、将来の厳しい出生率の動向や現下の厳しい経済状況を織り込み、長期的には現下の経済状況の混乱を脱し、再び安定的な成長軌道に復帰する姿を想定しており、その中でも、「基本ケース」（注）の下では、最終的な所得代替率は50.1%になるとの試算となり、これによって年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されていることが確認された。 財政検証との乖離状況（積立金）については、平成20年度の数値は集計中であるが、平成16～19年度は、実績値が財政再計算結果を上回っている。 平成16年年金制度改革においては、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続可能なものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築した。その際、基礎年金の国庫負担割合については、法律の本則上2分の1とするとともに、改正法の附則において、3分の1から2分の1に引き上げる道筋を示した。 この道筋を踏まえ、各年度において基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げを実施するとともに、2009（平成21）年通常国会において、基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が同年6月19日に成立し、6月26日に公布されたところである。 本法案は、2009（平成21）年度及び2010（平成22）年度において、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れにより臨時の財源を手当てし、基礎年金国庫負担を2分の1とするとともに、税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で2分の1を恒久化し、仮に恒久化する年度が2012（平成24）年度以降となった場合には、それまでの間も、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずることにより2分の1とすること等を内容とするものである。 国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったスイスとの間で、社会保障協定の締結に向けて、平成20年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望の強かったイタリア及びスペインの2カ国との間で、平成20年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。 以上を踏まえると、施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現によって、平成16年年金制度改革における年金財政の枠組みは完成し、年金財政の安定性は高まることとなった。しかしながら、年金制度の成熟化により、40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等とあいまって、無年金・低年金者が存在するという実態に焦点が当たようになってきている。公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されているが、2008（平成20）年11月に取りまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されており、これを踏まえつつ、社会保障審議会年金部会でも2008年11月末に、低年金・低所得者に対する年金給付のあり方等平成16年年金制度改革で残された課題について、年金部会における議論の中間的な整理が取りまとめられたところである。 また、2008年末に閣議決定された持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において、社会保障機能強化の工程表が示された。これを受け、上述の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の附則には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が盛り込まれている。 （注）出生中位（1.26〔2055（平成67）年〕）、経済中位（長期の物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、（必要性） 公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、平成16年に、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとする視点から、 ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 の4つを柱とする制度改革が行われた。 この平成16年年金制度改革において、年金財政については給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成することとなっている（財政検証）。このため、金融や経済の専門家等構成される社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会で議論された長期の経済前提等を用いて検証を行い、平成21年2月23日に平成21年財政検証の結果を公表したところである。 また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。 （効率性） 平成16年年金制度改革は、同年10月より順次施行されており、効率的に実施されている。 平成20年度においては、1カ国との間で当局間協議を新規に開始し、2カ国との間で社会保障協定の署名を行った。また、1カ国との間で協定締結を前提としない作業部会を行った結果、当局間協議を開始することとしたなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)
公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改革を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改革により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを行い、持続可能な公的年金制度の構築を図ったところである。
平成20年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の

(反映の方向性)
平成20年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 財政検証との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成21年財政検証結果の数値以上／毎年度)	【102.4%】	【106.6%】	【108.1%】	【105.0%】	【- %】
・厚生年金 実績	171.1	174.2	173.6	166.4	-
財政検証結果	167.5	163.9	160.8	158.3	145.3
・国民年金 実績	11.7	12.0	11.7	10.8	-
財政検証結果	11.0	10.8	10.6	10.4	9.9
2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位: %) (平成21年財政検証結果の数値以下／毎年度)	【- %】	【0%】	【0%】	【0%】	【0%】
実績	-	0.0	0.0	0.0	0.0
財政検証結果	-	0.0	0.0	0.4	0.0
3 社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数(単位: 件) (1カ国以上／毎年度)	【100%】 1	【0 %】 0	【300%】 3	【300%】 3	【100%】 1

(調査名・資料出所、備考)

(指標 1について)

・財政検証結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。

・「実績」は、財政検証と比較できるよう、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値(年度末現在)である。なお、平成17年度以降については、独立行政法人福祉医療機構への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を含んでいる。

・「財政検証結果」は、平成21年財政検証結果による。ただし、平成19年以前は、平成16年財政再計算結果による。

・平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃公表予定。

・年金局数理課調べによるものである。

※財政再計算から財政検証へ

平成16年年金制度改正以前は、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定する財政再計算を行うとともに、必要に応じ制度改正を行っていたものである。

平成16年年金制度改正において、保険料の上限を固定したため財政再計算は行われなくなったが、給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成(財政検証)することとなった。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成21年財政検証結果等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

(指標 2について)

・財政検証結果どおりにマクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率が推移しているかどうかを検証するための指標である。

・マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。

・なお、平成17年～20年の実績欄の数値が0.0となっているのは、平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないことによるものである。

・年金局年金課・数理課調べによるものである。

(指標 3について)

・社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。

・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。

平成16年度 オランダ

平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン

平成20年度 スイス

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

・年金局国際年金課調べによるものである。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政の基本方針2008	平成20年6月27日	・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。 ・基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	・高齢者雇用促進の観点からの在職高齢者年金制度の見直しの検討 ※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている 論点等について検討 ・継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日閣議決定	・基礎年金の最低保障機能の強化

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公的年金制度の上乗せの年金（企業年金等）の普及促進を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）		2,487,129	2,609,928	2,296,327		
（ 補 正 後 ）		2,485,759	2,609,928			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	2,485,759 <0>				
支出済歳出額（千円）		2,460,499				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	25,260 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（達成すべき目標） 公的年金制度の上乗せの年金（企業年金等）の普及促進を図ること （目標の達成度合いの測定方法） 企業年金等の加入者数					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく					
評価結果の予算要求等 への反映状況	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく					

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課

政策名	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること			番号	IX-1-2																										
政策の概要	国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 企業年金制度については、公的年金を補完し、老後生活をより豊かにすることを目的として、厚生年金基金と適格退職年金の2つの制度を中心に普及してきたが、平成13年の確定拠出年金制度の導入、平成14年の確定給付企業年金制度の導入に伴う適格退職年金制度の廃止決定（平成24年3月末までに既存の契約は確定給付企業年金など他の制度への移行等の対応をとる必要がある）など、少子高齢化の進展、経済状況の悪化、雇用の流動化等、企業年金制度を取り巻く状況の大きな変化に対応するとともに、事業主や加入者の利便性を高める等の観点から充実を図ってきた。 厚生年金基金は減少したが、確定拠出年金と確定給付企業年金は、制度の導入以来、順調に加入者数を伸ばしていることにより、加入者数が目標の1400万人（各制度の増加率などを用いて推計）を達成したと考えられる。 こうした中、企業年金制度は、国民の高齢期における所得確保のための制度として、また、平成23年3月末に廃止される適格退職年金の廃止後の主な移行先として、より一層の制度の充実等が求められている。このため、平成21年3月に、企業年金制度全体の整備を図り、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型の確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等を盛り込んだ「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したが、審議未了のまま廃案となった。ただし、政令事項である確定拠出年金の拠出限度額の引き上げについては、平成21年7月に必要な措置を講じており（平成22年1月施行）、今後とも制度の充実及び普及を図っていく。 （必要性） 国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金などの私的年金は創設以来規模を拡大し、企業年金などにカバーされる国民の割合も増加してきており、その役割はますます大きくなると考えられる。 （効率性） 平成21年7月に、確定拠出年金制度における拠出限度額の引き上げ、厚生年金基金、確定給付企業年金における財成運営の弾力化措置を講じ、加入者や事業主のニーズに対応する様々なタイプの制度の選択肢を実現し、かつ、加入者や事業主の利便性を高め、効率性の向上に資するものになっている。 （有効性） 平成21年7月に、確定拠出年金制度における拠出限度額の引き上げ、厚生年金基金、確定給付企業年金における財成運営の弾力化措置を講じ、企業年金の健全な運営の確保及び普及の促進に資するものとなっている。 （反映の方向性） 平成20年度において、目標は達成しており、新たに達成すべき目標の構築を検討し、引き続きこの取組を推進していく。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																														
	<table><tr><td colspan="6">施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td>1</td><td>企業年金等の加入者数（単位：万人） （1400万人以上／平成23年度）</td><td>1,134 【81.0%】</td><td>1,168 【83.4%】</td><td>1,248 【89.1%】</td><td>1,331 【95.1%】</td><td>1,436 【102.6%】</td></tr><tr><td colspan="6">（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成20年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。</td></tr></table>					施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）								H16	H17	H18	H19	H20	1	企業年金等の加入者数（単位：万人） （1400万人以上／平成23年度）	1,134 【81.0%】	1,168 【83.4%】	1,248 【89.1%】	1,331 【95.1%】	1,436 【102.6%】	（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成20年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。					
	施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																														
			H16	H17	H18	H19	H20																								
1	企業年金等の加入者数（単位：万人） （1400万人以上／平成23年度）	1,134 【81.0%】	1,168 【83.4%】	1,248 【89.1%】	1,331 【95.1%】	1,436 【102.6%】																									
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成20年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																												

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいがづくり及び社会参加を推進すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅸ－３－１
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
	（ 当 初 ）	3, 721, 954	3, 623, 065	3, 548, 967	3, 549, 202	
		<53, 853, 367>	<67, 676, 193>	<67, 854, 678>	<69, 755, 848>	
	（ 補 正 後 ）	3, 677, 869	3, 623, 065	3, 548, 967		
	<53, 853, 367>	<62, 632, 009>	<67, 854, 678>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	3, 677, 869	3, 623, 065				
	<53, 853, 367>	<62, 632, 009>				
支出済歳出額（千円）	3, 062, 933	3, 073, 450				
	<44, 227, 049>	<58, 381, 211>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>					
不用額（千円）	614, 936	549, 615				
	<9, 626, 318>	<4, 250, 798>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	改善した特定高齢者の人数（前年度以上／毎年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいがづくり及び社会参加を推進することが出来るので、事業を継続することとした。 （継続） ・介護予防実態調査分析支援事業 （平成22年度予算概算要求額：360百万円〔平成21年度予算額360百万円〕） ・地域支援事業 （平成22年度予算概算要求額：69,756百万円〔平成21年度予算額67,855百万円〕） ・介護予防市町村支援事業 （平成22年度予算概算要求額：149百万円〔平成21年度予算額149百万円〕） ・高齢者地域福祉推進事業 （平成22年度予算概算要求額：3,040百万円〔平成21年度予算額3,040百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること					番号	Ⅸ－３－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活支援等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費	3,548,967	3,549,202		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						3,548,967 ＜67,854,678＞ の内数	3,549,202 ＜69,755,848＞ の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						3,548,967 の内数	3,549,202 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：老健局老人保健課

計画実施時期：平成21年10月	広島市健康福祉局 健康増進課																		
政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きが いづくり及び社会参加を推進すること	番号 IX-3-1																	
政策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護 予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。																		
政策に関する評価結 果の概要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることが できたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要であ る。 （必要性） 介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は増加しており、施行直後と施行8年後の要支援・要介護 認定者数と比較すると約2.1倍となっている。特に軽度者（要支援1～要介護1）は、約2.3倍と大きく増加し ている。軽度者は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者 や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な限り 本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改 善を図ることが期待されている。 （効率性） 平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、参考指標1にあるように、特定高齢者施 策参加者数も増加している。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特 定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。こ のように、特定高齢者事業及び予防給付の効率的な実施が図られたところであり、施策目標達成のための効率 的な取組を行うことができたものと評価できる （有効性） 平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増 加している。 また、継続的評価分析支援事業の参加市町村における予防給付受給者（要支援1相当）のうちの維持改善し た者の割合は、平成16年に比べて、平成19年の方が増加している。このように、介護予防事業の実施や新 予防給付により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことが できたものと評価できる。 （反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続していくこととしている。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																		
	<table><tr><td colspan="6">施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td>1 改善した特定高齢者の人数 （前年度以上／毎年度）</td><td>-</td><td>-</td><td>16,144 【-％】</td><td>54,793 【339.4％】</td><td>集計中</td></tr></table> （調査名・資料出所、備考） 指標1は、介護予防事業報告（老健局調べ）による。なお、介護予防事業とは、平成 18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支 援・要介護となる前の高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的 で行われている事業である。 介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた 要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（特定高齢者）を対象とする特定高齢者 施策（ハイリスクアプローチ）と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策（ポピュ レーションアプローチ）を組み合わせで行われている。 また、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。 なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業 （継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検 証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する 事業を支援するための事業）に基づき全国83市町村から収集したデータ（老健局調べ） を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防 給付受給者（要支援1相当）の状態を一年間追跡したところ、76.6％の者が維持改善 しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合（61.1％）に比べ増加とな っており、予防給付導入による効果が検証された。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html		施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1 改善した特定高齢者の人数 （前年度以上／毎年度）	-	-	16,144 【-％】	54,793 【339.4％】
施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																			
	H16	H17	H18	H19	H20														
1 改善した特定高齢者の人数 （前年度以上／毎年度）	-	-	16,144 【-％】	54,793 【339.4％】	集計中														
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 （主なもの）	施政方針演説等 第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	年月日 平成19年1月26日	記載事項（抜粋） 「医療や介護については、施策の重点を予防に移し」																

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅸ－３－２
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
	(当 初)	50,845,138	47,597,935	45,047,589	34,366,676	
		<53,853,367>	<67,676,193>	<67,854,678>	<69,755,848>	
	(補 正 後)	34,898,861	37,199,982	45,047,589		
		<53,853,367>	<62,632,009>	<67,854,678>		
前年度繰越額（千円）	13,672,048	6,144,335				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	△ 8,433				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	48,570,909	43,335,884				
	<53,853,367>	<62,632,009>				
支出済歳出額（千円）	21,592,605	18,773,837				
	<44,227,049>	<58,381,211>				
翌年度繰越額（千円）	6,144,335	5,546,379				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	20,833,969	19,015,668				
	<9,626,318>	<4,250,798>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	各種給付適正化を実施する保険者の割合（前年度以上／毎年度）等					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることが出来ているので、事業を継続することとした。 （継続） ・介護給付費等費用適正化事業 （平成22年度予算概算要求額：69,756百万円の内数〔平成21年度予算額百万67,855円の内数〕） ・要介護認定適正化事業 （平成22年度予算概算要求額：183百万円〔平成21年度予算額183百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （平成22年度予算概算要求額：27,600百万円〔平成21年度予算額38,700百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 （平成22年度予算概算要求額：2,000百万円〔平成21年度予算額2,000百万円〕） ・介護サービス情報の公表制度支援事業 （平成22年度予算概算要求額：305百万円〔平成21年度予算額336百万円〕） ・介護支援専門員等に対する研修事業 （平成22年度予算概算要求額：350百万円〔平成21年度予算額350百万円〕） ・介護サービス適正実施指導事業 （平成22年度予算概算要求額：448百万円〔平成21年度予算額450百万円〕） ・認知症対策等総合支援事業 （平成22年度予算概算要求額：3,481百万円〔平成21年度予算額3,029百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること					番号	Ⅸ－３－２		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活支援等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費	－	－	
	A	2	一般	厚生労働本省	介護保険制度運営推進費	介護保険制度の適切な運営等に必要な経費 介護保険給付に必要な経費	45,047,589	34,366,676	
	小計						45,047,589 ＜67,854,678＞ の内数	34,366,676 ＜69,755,848＞ の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの									
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの									
対応表に おいて◇ となっているもの									
合計						45,047,589 の内数	34,366,676 の内数		

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名:老健局介護保険計画課

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		番号	IX-3-2																																					
政策の概要	高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。																																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																								
	（総合的評価） 各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。 （必要性） 介護保険制度については、平成12年4月の施行から10年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円（平成12年度実績）から7.7兆円（平成21年度予算）に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。 他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。 さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。																																								
	（効率性） 平成19年度においては、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。 また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。 したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。																																								
	（有効性） 平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業、要介護認定適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。 また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。 したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。																																								
	（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続していくこととしている。																																								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																									
<table><tr><th colspan="6">施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況（達成水準－実績値）。</th></tr><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr><tr><td>1 各種給付適正化を実施する保険者の割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）</td><td>76 【－％】</td><td>79 【104％】</td><td>99 【125％】</td><td>99 【100％】</td><td>集計中</td></tr><tr><td>2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 （単位：ポイント） （前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）</td><td>－</td><td>－</td><td>18.9 【－％】</td><td>20.4 【-1.4p】</td><td>19.2 【1.2p】</td></tr><tr><td>3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 （単位：％） （前年度以上／毎年度）</td><td>－</td><td>－</td><td>5.9 【－％】</td><td>7.0 【118.6％】</td><td>7.6 【108.6％】</td></tr><tr><td>4 介護サービス情報の公表事業所数 （単位：事業所数） （前年度以上／毎年度）</td><td>－</td><td>－</td><td>93,530 【－％】</td><td>112,171 【119.9％】</td><td>215,717 【192.3％】</td></tr></table>						施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況（達成水準－実績値）。							H16	H17	H18	H19	H20	1 各種給付適正化を実施する保険者の割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）	76 【－％】	79 【104％】	99 【125％】	99 【100％】	集計中	2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 （単位：ポイント） （前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）	－	－	18.9 【－％】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】	3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 （単位：％） （前年度以上／毎年度）	－	－	5.9 【－％】	7.0 【118.6％】	7.6 【108.6％】	4 介護サービス情報の公表事業所数 （単位：事業所数） （前年度以上／毎年度）	－	－	93,530 【－％】	112,171 【119.9％】	215,717 【192.3％】
施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況（達成水準－実績値）。																																									
	H16	H17	H18	H19	H20																																				
1 各種給付適正化を実施する保険者の割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）	76 【－％】	79 【104％】	99 【125％】	99 【100％】	集計中																																				
2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 （単位：ポイント） （前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）	－	－	18.9 【－％】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】																																				
3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 （単位：％） （前年度以上／毎年度）	－	－	5.9 【－％】	7.0 【118.6％】	7.6 【108.6％】																																				
4 介護サービス情報の公表事業所数 （単位：事業所数） （前年度以上／毎年度）	－	－	93,530 【－％】	112,171 【119.9％】	215,717 【192.3％】																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	X-1-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,794,540	1,819,999	2,025,830	2,084,515		
（ 補 正 後 ）	1,794,540	1,819,999				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,794,540 <0>	1,819,999 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,794,539	1,672,568				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	1 <0>	147,431 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	①国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること ②世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済開発協力機構が行う研究・分析事業に対して協力すること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標達成のために必要な経費を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること					番号	X－1－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	国際機関活動推進費	経済協力に係る分担金等の支払に必要な経費	1,813,513	1,861,289		
	A	2	一般	厚生労働本省	国際機関活動推進費	国際分担金等の支払に必要な経費	212,317	223,226		
	小計						2,025,830	2,084,515		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数		
	対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
C		2					< >	< >		
C		3					< >	< >		
C		4					< >	< >		
小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの		D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
	合計						2,025,830 の内数	2,084,515 の内数		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	二国間の国際協力を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	X-1-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	505, 284	458, 195	428, 178	426, 703		
（ 補 正 後 ）	505, 284	457, 661				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	505, 284 <0>	457, 661 <0>				
支出済歳出額（千円）	503, 912	453, 376				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	1, 372 <0>	4, 285 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標達成のために必要な経費を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	二国間等の国際協力を推進すること					番号	X—1—2		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	国際協力費	政府開発援助衛生関係指導者養成等委託費	63,693	65,226		
	A	2	一般	厚生労働本省	国際協力費	政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	35,146	35,538		
	A	3	一般	厚生労働本省	国際協力費	政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費	329,339	325,939		
	小計						428,178	426,703		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数		
	対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
C		2					< >	< >		
C		3					< >	< >		
C		4					< >	< >		
小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの		D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
	合計						428,178 の内数	426,703 の内数		

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年9月
担当部署名：大臣官房国際課

政策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること		番号	X—1—1																									
政策の概要	保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。																												
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																												
	（総合的評価） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における国際機関を通じた協力については我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、我が国の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。 今後の課題として、金融危機に端を発した経済危機が労働市場へ与える影響、新型インフルエンザ発生のような様々な問題に即応した事業が実施されるよう国際機関に働きかけること等により、日本のプレゼンスを高めていく必要がある。 （必要性） グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。 特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。 こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。 近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して、各国が協力することにより、例えば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することが可能となり、これは我が国の感染症対策の実施の上で、重要である。 また、開発途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、その国の開発・発展にも貢献することとなる。 OECDは、世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関して多角的・総合的な研究・分析を行っており、これを通して、我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られる。このため、OECDが行う事業のうち、我が国の政策立案・運営に資する研究・分析事業に提出し、当該事業の効果的实施に貢献することが、我が国にとって必要である。 （効率性） 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、ILOやWHO等の専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。 また、我が国が積極的に協力・貢献しているOECDの雇用や医療に関する事業に対して、先進各国からも効果や効率性等について高い評価を得ている。 （有効性） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国は長年の経験を有しており、東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域各国におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、我が国の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。また、OECDによる研究・分析に参加することにより我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られるため、OECDの事業への提出は有効である。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																												
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																												
	<table><thead><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 プロジェクト毎に設定されている計画目標（Immediate objectives）の達成状況（前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時）</td><td>【 ％ 】</td><td>【 ％ 】</td><td>【 ％ 】</td><td>100％ 【100％】</td><td>集計中 【－％】</td></tr><tr><td>2 アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80％／毎年度）</td><td>【－％】</td><td>【－％】</td><td>85％ 【106％】</td><td>100％ 【125％】</td><td>集計中</td></tr><tr><td>3 OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均（中程度（medium）＝3以上（平成16年事業は、0～4の5段階で評価しているため、平均（average）＝2以上）／2年に1回）</td><td>2.96 【148％】</td><td>3.66 【122％】</td><td>3.59 【120％】</td><td>集計中</td><td>集計中</td></tr></tbody></table>						H16	H17	H18	H19	H20	1 プロジェクト毎に設定されている計画目標（Immediate objectives）の達成状況（前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時）	【 ％ 】	【 ％ 】	【 ％ 】	100％ 【100％】	集計中 【－％】	2 アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80％／毎年度）	【－％】	【－％】	85％ 【106％】	100％ 【125％】	集計中	3 OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均（中程度（medium）＝3以上（平成16年事業は、0～4の5段階で評価しているため、平均（average）＝2以上）／2年に1回）	2.96 【148％】	3.66 【122％】	3.59 【120％】	集計中	集計中
		H16	H17	H18	H19	H20																							
1 プロジェクト毎に設定されている計画目標（Immediate objectives）の達成状況（前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時）	【 ％ 】	【 ％ 】	【 ％ 】	100％ 【100％】	集計中 【－％】																								
2 アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80％／毎年度）	【－％】	【－％】	85％ 【106％】	100％ 【125％】	集計中																								
3 OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均（中程度（medium）＝3以上（平成16年事業は、0～4の5段階で評価しているため、平均（average）＝2以上）／2年に1回）	2.96 【148％】	3.66 【122％】	3.59 【120％】	集計中	集計中																								
（調査名・資料出所、備考） 指標1については、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が提出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所（ILO-ROAP）の作成する報告書を基に、平成19年度プロジェクトから把握することとしている。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年度第1四半期に公表予定。 指標2について、アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）ワークショップの参加者の所属機関（各国能力開発行政機関）による評価結果（ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか）である。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年11月に公表予定。 ・アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）について：アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発の促進を目的とし、職業生涯を通じた持続的技術開発、若年者・女性等の能力開発へのアクセスの確保、職業教育訓練の質の確保等の幅広い分野で、各国の人材開発関係機関の相互協力を促進しつつ、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、技術会合の開催等の活動を行う計画 指標3について、資料出所：OECD事業実施報告（PIR, Programme Implementation Reporting） ・PIRについて：OECD加盟国がOECDの事業の「質」（Quality）を1～5の5段階で評価し、OECD事務局が各国の評価の集計・平均値の算出を行った結果に関する調査報告。 ・PIR対象事業と当省予算の関係：PIR対象年の事業に対しては、前年度予算により拠出（平成18年（舊年）事業については、平成17年度予算により拠出）。 ・政策評価の対象事業：当省が拠出金を出しているOECDの事業に係るもの。 ・評価は2年おきに実施され、H19年及びH20年分は、H21年9月頃に公表予定。																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																										

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年9月

担当部局名：大臣官房国際課

政策名	二国間等の国際協力を推進すること		番号	X—1—2																			
政策の概要	国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 ※平成21年度は、モニタリングのみを実施しており、H21年度のモニタリング結果及び平成20年度の実績評価書に基づき記載している。 （総合的評価） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができたと評価している。 （必要性） 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。 保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。 とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。 また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。 具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者はもとより、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。 （効率性） 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。 （有効性） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th></th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th></tr><tr><td>1 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(前年と同程度/毎年度)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4.1</td><td>4.4 【107%】</td></tr><tr><td>2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(95%以上/毎年)</td><td>—</td><td>92% 【97%】</td><td>93% 【98%】</td><td>94% 【99%】</td><td>91% 【96%】</td></tr></table> （調査名・資料出所、備考） 指標1は、厚労省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値である。なおテーマ及び参加者は毎年度異なり、単純な比較はできない。） 指標2は、財団法人国際研修協力機構調べによるものであり、技能実習計画（技能実習のカリキュラム、スケジュール、指導体制等を記載した計画）どおり技能実習を修了したことを認定する技能実習修了認定証を受けた技能実習生の割合である。 （平成20年技能実習修了認定証を受けた技能実習生37,462名/平成18年技能実習移行者数41,000名）						H16	H17	H18	H19	H20	1 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(前年と同程度/毎年度)	—	—	—	4.1	4.4 【107%】	2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(95%以上/毎年)	—	92% 【97%】	93% 【98%】	94% 【99%】	91% 【96%】
	H16	H17	H18	H19	H20																		
1 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合(前年と同程度/毎年度)	—	—	—	4.1	4.4 【107%】																		
2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合(95%以上/毎年)	—	92% 【97%】	93% 【98%】	94% 【99%】	91% 【96%】																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																				
	規制改革推進のための3ヵ年計画（改定）	平成20年3月25日 閣議決定	・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 ・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 ・送出国政府に対する適正化要請等 ・実務研修中の研修生に対する労働関係係争の適用 ・「再技能実習（又は高度技能実習）制度」の検討																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること		評価方式	実績	番号	X I - 1 - 1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	3,926,853	4,101,194	4,147,582	4,288,689		
（ 補 正 後 ）	3,926,853	4,553,139	4,147,582			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0					
歳出予算現額（千円）	3,926,853 <0>	4,553,139 <0>				
支出済歳出額（千円）	3,926,853の内数	4,519,739				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	71,657の内数 <0>	33,400 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	各機関における評価委員会の開催件数（3年間に1回以上）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること					番号	X I - 1 - 1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費	1, 029, 006	1, 048, 712		
	A	2	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費	576, 926	604, 269		
	A	3	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費	157, 716	203, 258		
	A	4	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立感染症研究所の試験研究に必要な経費	2, 383, 934	2, 432, 450		
	小計						4, 147, 582 ＜〇〇, 〇〇〇＞ の内数	4, 288, 689 ＜〇〇, 〇〇〇＞ の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入					
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇, 〇〇〇 ＜〇〇, 〇〇〇＞ の内数	〇〇〇, 〇〇〇 ＜〇〇, 〇〇〇＞ の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費		< >	< >		
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費		< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計						4, 147, 582 の内数	4, 288, 689 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること				番号	X I - 1 - 1	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費	A	1	1,029,006	1,048,583	19,577				適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。
国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費	A	2	576,926	603,323	26,397				適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。
国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費	A	3	157,716	200,884	43,168				適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。
国立感染症研究所の試験研究に必要な経費	A	4	2,383,984	2,420,997	37,013	17,714		17,714	適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。
合計						17,714		17,714	

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

政策名	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること		番号	X I - 1 - 1																														
政策の概要	各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に開催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。 また、各機関のホームページ等における評価結果やその後の改善状況等の公表については、適正な評価の実施確保のため重要であり、今後、より効果的・効率的で適切な公表等を積極的に進めていく必要がある （必要性） 研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月30日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）に基づき、各府省が具体的な指針を策定し実施することとされている。厚生労働省においては、大綱的指針に基づき「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成20年4月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「指針」という。）を定め、これに基づいて行うこととされており、国立試験研究機関を含む研究開発機関の評価についても、指針に基づき行うこととされているところである。 厚生労働省の科学研究開発においては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。このため、指針において、各研究開発機関は、機関活動全般を対象とする評価を定期的の実施することとし、その評価は当該機関の設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から行うこととしている。 国立試験研究機関においては、この指針等に基づき、機関ごとにその機関運営と研究の実施・推進の両面を対象として、3年に1回を目安として定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会による機関評価を実施し、その結果を厚生科学審議会に提出するとともに、各機関のホームページ等により公表することとしている。 また、各機関において、評価結果を受け、改善を要する指摘事項に係る対処方針を策定し、厚生労働審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、これらについても各機関のホームページ等により公表することとしている。 【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ） http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hyouka3/pdf/01a.pdf （効率性） 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」において、研究開発機関は、各研究開発機関における科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を3年に1回を目安として実施することとされている。 平成20年度に各機関において評価委員会を開催したのは2機関であり、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」が定められた平成14年度以降、すべての機関において2回以上評価委員会を開催しているところである。 国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたるものが多いことを考えると、3年程度の間隔を （有効性） 機関としての評価の実施については、評価の実施体制（概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織）や評価事項（一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定）等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効果的に実施している。 さらに各機関の評価結果の公表については、評価の公正性・透明性確保のため必要であり、評価結果のみならず、それに対する対処方針やその後の改善状況等も併せてホームページ等により公表することで、評価を効果的なものにしていく。 （反映の方向性） 評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため、引き続き実施する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><td colspan="6">施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td>H16</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td></tr><tr><td>1 各機関における評価委員会の開催件数（単位：回） （3年間に1回以上／－）</td><td>3 【－％】</td><td>3 【－％】</td><td>1 【－％】</td><td>2 【－％】</td><td>2 【－％】</td></tr><tr><td>2 評価結果の公表を行った機関数（単位：機関） （－）</td><td>0 【－％】</td><td>2 【－％】</td><td>0 【－％】</td><td>0 【－％】</td><td>2 【－％】</td></tr><tr><td colspan="6">（調査名・資料出所、備考） ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標1は、各機関（4機関）の評価委員会開催件数の計である。 ・備考：各年度終了後に各機関の実績を調査する。 ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。 【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ） http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hyouka3/pdf/01a.pdf</td></tr></table>				施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）							H16	H17	H18	H19	H20	1 各機関における評価委員会の開催件数（単位：回） （3年間に1回以上／－）	3 【－％】	3 【－％】	1 【－％】	2 【－％】	2 【－％】	2 評価結果の公表を行った機関数（単位：機関） （－）	0 【－％】	2 【－％】	0 【－％】	0 【－％】	2 【－％】	（調査名・資料出所、備考） ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標1は、各機関（4機関）の評価委員会開催件数の計である。 ・備考：各年度終了後に各機関の実績を調査する。 ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。 【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ） http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hyouka3/pdf/01a.pdf					
	施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																	
	H16	H17	H18	H19	H20																													
1 各機関における評価委員会の開催件数（単位：回） （3年間に1回以上／－）	3 【－％】	3 【－％】	1 【－％】	2 【－％】	2 【－％】																													
2 評価結果の公表を行った機関数（単位：機関） （－）	0 【－％】	2 【－％】	0 【－％】	0 【－％】	2 【－％】																													
（調査名・資料出所、備考） ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・指標1は、各機関（4機関）の評価委員会開催件数の計である。 ・備考：各年度終了後に各機関の実績を調査する。 ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。 【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ） http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/hyouka3/pdf/01a.pdf																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																															
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	・「研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」 ・「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること		評価方式	実績	番号	X I - 2 - 1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	49,830	53,118	46,262	45,740		
（ 補 正 後 ）	49,830	53,118	46,262			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	49,830 <0>	53,118 <0>				
支出済歳出額（千円）	47,191	44,038				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	2,639 <0>	9,080 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	評価委員会の開催によって、研究評価体制が整備されてきていると評価でき、今後も随時開催していく必要がある。 また、「厚生労働行政の在り方懇談会最終報告」において、「政策が多くの国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、その方向で取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、厚生労働行政にとって真に必要な研究を厳選すること、また、評価による研究成果の施策への適切な反映の観点から、引き続き、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施を図ることとし、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること					番号		X I - 2 - 1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	厚生労働科学研究費	厚生労働科学研究に必要な経費	46,262	45,740	—			
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						46,262	45,740	—			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数	〇〇〇,〇〇〇 ＜〇〇,〇〇〇＞ の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
							の内数	の内数				
合計						46,262 の内数	45,740 の内数					

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること				番号		X I - 2 - 1	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	（B）+（C）-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
研究評価体制の整備	A	1	46,262	45,740	△ 522	—	—	—	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるという評価結果を踏まえ、引き続き、必要な予算を要求することとした。
合計			46,262	45,740	△ 522	—	—	—	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

政策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			番号	X I - 2 - 1																																											
政策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保険医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																															
	（総合的評価） 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。 （必要性） 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。 （効率性） 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員（学識経験者等）が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 （有効性） 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。）に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																															
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="4">研究評価 委員会の 開催</td><td>研究評価 委員会開 催件数</td><td>回</td><td>各事業 毎年1回 以上</td><td>62</td><td>64</td><td>78</td><td>各事業 毎年1回 以上</td><td rowspan="4">厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	研究評価 委員会の 開催	研究評価 委員会開 催件数	回	各事業 毎年1回 以上	62	64	78	各事業 毎年1回 以上	厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針																				
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																				
				18年度	19年度	20年度																																										
研究評価 委員会の 開催	研究評価 委員会開 催件数	回	各事業 毎年1回 以上	62	64	78	各事業 毎年1回 以上	厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）																																											
	科学技術基本計画		平成13年3月30日		新しい産業や雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国の安全や災害の防止に寄与する研究開発を戦略的に推進し、「科学技術創造立国」を目指します。人の遺伝子情報の医療への応用など基幹技術の研究開発を重点的に支援します。																																											
	第164回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説		平成18年1月20日		科学技術の振興なくして、我が国の発展はありません。「科学技術創造立国」の実現に向け、国に全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第3期科学技術基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。																																											

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。		評価方式	実績	番号	XⅡ-1-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度		21年度		22年度要求額
（ 当 初 ）	459,369	409,153		504,535		779,628
（ 補 正 後 ）	459,369	409,153				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	459,369	409,153				
支出済歳出額（千円）	425,461	404,158				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	33,908	4,995				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「オンライン利用拡大行動計画」に基づく重点21手続のオンライン利用率（70%以上／2013年度、かつ、43%以上／2008年度、47%以上／2009年度					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					
評価結果の予算要求等への反映状況	平成21年度予算に引き続き国民からのオンラインによる申請・届出を処理するシステムを整備、運用及び改善するための経費を要求					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。					番号	X II-1-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1							
	A	2							
	A	3							
	小計								
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	厚生労働本省一般行政に必要な経費	169,037	180,608	
	B	2	特別	労働保険特別会計 労災勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	8,132	14,518	
	B	3	特別	労働保険特別会計 雇用勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	56,564	100,994	
	B	4	特別	労働保険特別会計 徴収勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	11,313	20,199	
	B	5	特別	年金特別会計 業務勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	259,489	463,309	
	小計						504,535	779,628	
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
合計						504,535 の内数	779,628 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。				番号	XⅡ-1-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額 (B)	うち執行状況の反映による見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
電子政府実現のための基盤整備	◆	1	504, 535	779, 628	275, 093			評価結果を踏まえ、国民の利便性及びサービスの維持・更なる向上に資するため、国民からのオンラインによる申請・届出を処理するシステムを整備、運用及び改善するための経費等を要求することとした。	
合計									

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成20年6月

担当部局名：大臣官房統計情報部

行政実施計画（平成25年度）第12号

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略

第2部 行政分野へのIT活用戦略</

別紙(19-4)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	IT政策ロードマップ	平成20年6月11日	当面のオンライン利用拡大のため、電子政府推進の基礎となる認証基盤の改善・普及と併せて、オンライン利用拡大策の抜本的改善策を講じこれを着実に進めるとともに、従来までの発想を大きく転換し、次世代の電子行政サービスの実現に向けた取組を従来にないスピード感をもって、抜本的に強化する。
	重点計画 - 2008	平成20年8月20日	国・地方公共団体の行政手続に関し、オンライン利用を飛躍的に拡大させるため、ワンストップ化やバックオフィス連携等を図り、利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現する。
	オンライン利用拡大行動計画	平成20年9月12日	分野ごとの取組を通じて、重点手続全体では2013 年度（平成25 年度）末にオンライン利用率72%以上、先行手続全体では2011 年度（平成23 年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。
	電子政府推進計画	平成20年12月25日	重点手続全体で2013年度（平成25年度）末にオンライン利用率72%以上、重点手続のうち取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続全体では2011年度（平成23年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。